

⑥令和5年度十和田市移住支援金

～東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から転入された方へ～

移住・定住の促進及び中小企業等における労働力不足解消のため、東京圏から転入した方へ、移住支援金を交付します。

1. 支援金額

交付対象	支援金額
単身	60万円
世帯	100万円
18歳未満の子1人につき	転入時期により30万円～100万円加算

※ 世帯の要件（(1)～(3)の全てに該当）

- (1) 世帯員が転入前に同一世帯に属していたこと
- (2) 世帯員が移住支援金の申請日に同一世帯に属していること
- (3) 世帯員が移住支援金の申請日に転入後1年以内であること

2. 対象者要件

①及び②を満たし、A～Eのいずれかに該当すること

① 移住元（東京圏）

転入する直前の10年間のうち、通算5年以上（直近では連続して1年間）、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏に在住し、東京23区内に通勤していたこと

② 移住先（十和田市）

本市へ転入後1年以内であり、5年以上継続して居住する意思を有する意志があること

A：対象求人に応じた方

マッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方

B：専門人材に該当する方

プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

C：テレワーカー

所属先企業等からの命令ではなく、自己の意志により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方

D：関係人口に関する要件

本市と関わりを有し、市内に所在する事業所に就業、就農または起業し、転入前に市が実施する移住体験や市の移住相談窓口へ移住相談した方

E：起業した方

県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方

※ A～Eの就業等要件には、それぞれ別途要件がありますので、支援金を申請する前に、政策財政課へご相談ください

3. 注意事項

- ・ **申請期間は令和5年12月28日までです**
- ・ 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定します
- ・ 偽り、その他不正な手段により支援金の交付を受けたときや要件を満たさなくなった場合などは、支援金の交付の取り消しや補助金の返還を命じる場合があります

【お問い合わせ】

十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL：0176-51-6712

交付要綱や提出書類はホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください

